



セカンドオピニオン

株式会社京葉銀行

2025 年 9 月 30 日

京葉銀行グリーン預金フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は京葉銀行の京葉銀行グリーン預金フレームワーク(2025 年 9 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

■ 資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電・風力発電・小規模水力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る)に関する事業(設備の賃借、取得、建設、拡張を含む)

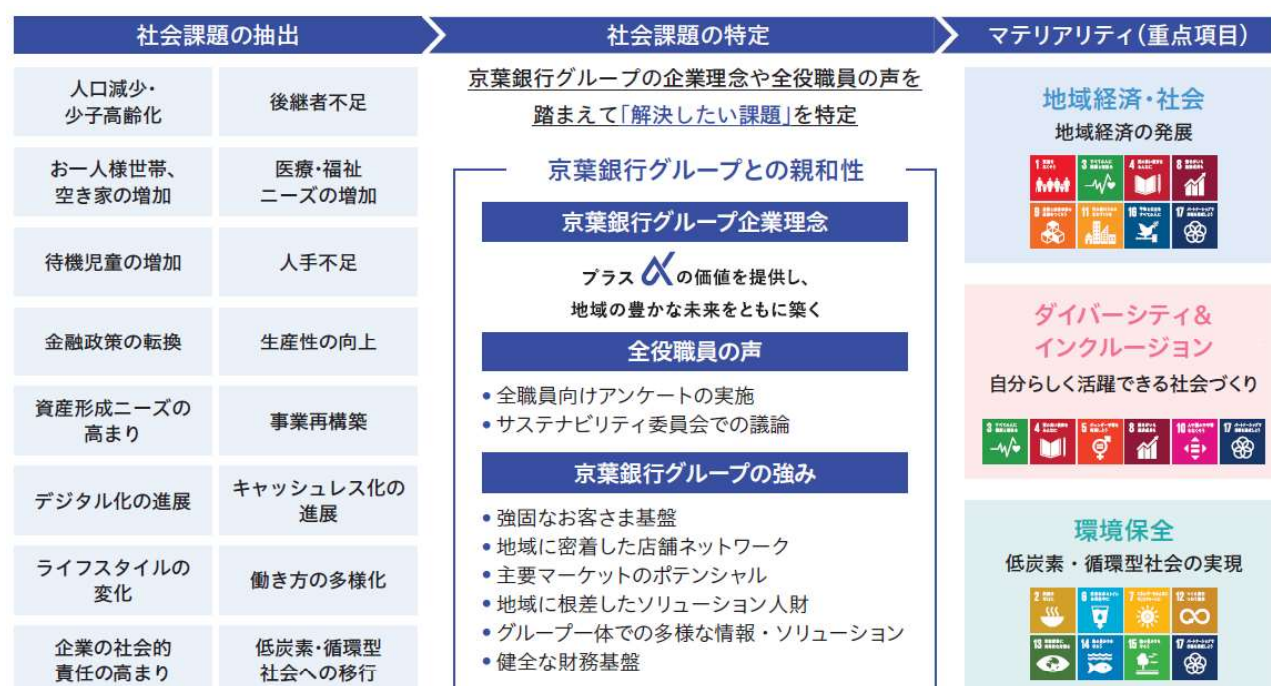
■ オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

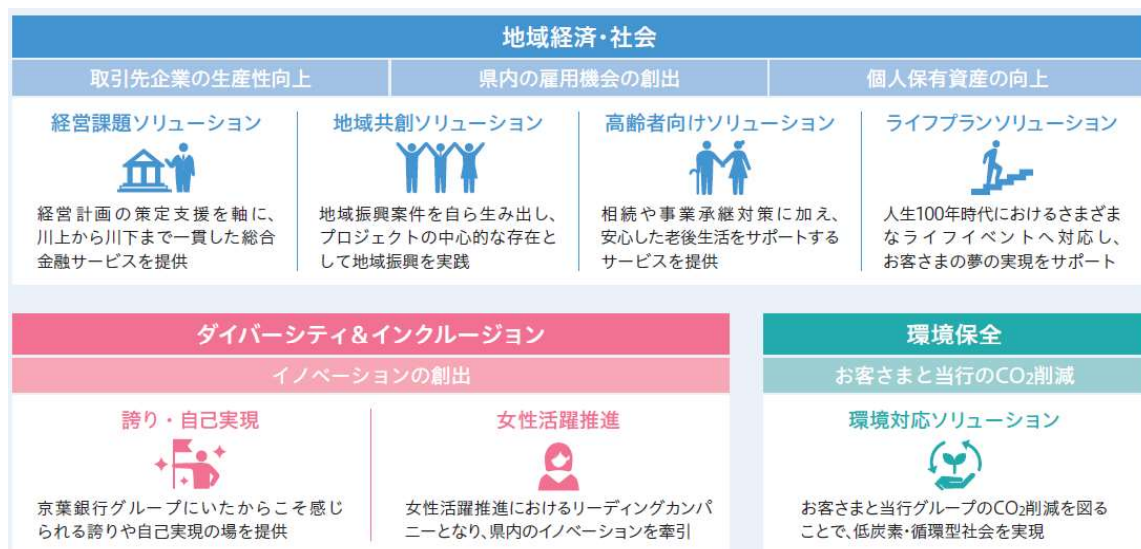
1. 京葉銀行の概要

- 京葉銀行は 1943 年に設立した千葉市に本店を置く地域銀行。千葉県内外に 111 の店舗・出張所を展開している。2025 年 3 月末の預金残高が 5 兆 5,411 億円、貸出金残高は 4 兆 3,631 億円となっている。
- 京葉銀行では 2021 年 4 月に、国連が提唱する SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に貢献するため「京葉銀行グループ SDGs 宣言」を公表した。
- 2021 年 12 月には SDGs への主体的な取り組みをグループ全役職員で推進することを宣言する「京葉銀行グループサステナビリティ方針」を策定した。持続可能な社会づくり、地域経済の発展へ向けて取り組むとともに、顧客や地域の人々との対話を通じて、地域全体に SDGs の輪を広げる活動を展開している。

■京葉銀行グループのマテリアリティ(重点項目)の特定プロセス



■京葉銀行グループのマテリアリティ



[出所：京葉銀行ウェブサイト]

- 京葉銀行は環境・社会課題の解決に貢献する事業を後押しするために、グループ共通の「サステナブル投資方針」を制定している。目標として 2030 年度までに ESG 投融資 1 兆 4,000 億円(うち環境関連融資 7,000 億円)を掲げている。
- また、環境省による「令和 6 年度 ESG 地域金融の普及・促進事業」において、「ESG 地域課題発掘支援プログラム」(現:ESG 地域金融ステップアップ支援プログラム)の採択を受け、地域課題等を認識・特定し、ESG 金融を考慮した計画の策定に取り組んでいる。
- 今般開始するグリーン預金は、こうした施策に対する取り組みの一環である。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。既存融資に充当する場合は過去 3 年以内に実行された融資案件が対象となる。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」に該当する。

■ グリーン預金の概要

募集対象：	法人
最低預入金額：	募集の都度決定する(大口定期預金で運用)
預入期間：	1 年
適用金利：	大口定期預金の店頭表示金利

(2) 環境改善効果

- 適格クライテリアの太陽光発電、風力発電、小規模水力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る)に関する事業(設備の貸借、取得、建設、拡張を含む)は、全て再生可能エネルギーによる発電事業である。適合するプロジェクトは CO2 排出量の削減に寄与することが見込まれる。

<SDGs への貢献>

- グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- ・ 適格クライテリアは京葉銀行グループの「環境方針」や「京葉銀行グループSDGs宣言」に掲げる「環境保全」を考慮して決定した。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 適格クライテリアの設定および適格クライテリアと「京葉銀行グループSDGs宣言」に掲げる京葉銀行の SDGs への取り組みに係る重要課題への取組との整合性の確認は、法人営業部で確認した。適格プロジェクト融資の選定については、融資部審査グループが融資審査を実施のうえ、法人営業部において適格性を確認し選定する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 環境や社会に対してマイナスの影響を与える可能性のある特定の事業等に対し「持続可能な社会の実現に向けた投融資方針」を定め、個別案件毎の背景や特性に十分注意したうえで慎重に対応している。具体的には①石炭火力発電所の新規建設事業、②非人道的な兵器製造に関与する事業（投融資はしない）、③パーム油農園開発事業、④森林伐採事業に対する融資である。
- ・ 対象プロジェクトの融資案件ごとに、営業店および法人営業部での現地調査や融資部での審査過程において、環境・社会的リスクの評価を実施し、融資の可否判断を行う。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達した資金は、適格プロジェクトへの新規および既存の融資に充当する。当該調達資金が適格プロジェクトへの融資に充当されるまでの間は、現金または現金同等物として管理する。充当状況は、営業統括部が行内システムを用いて管理する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	・充当したプロジェクトの内容 ・グリーン預金残高 ・融資残高 ・未充当金額	グリーン預金残高が存在する間、 年 1 回	京葉銀行の ウェブサイト
環境改 善効果	・CO₂排出削減(見込)量(t-CO₂)	グリーン預金残高が存在する間、 年 1 回	

- 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標として CO₂排出削減(見込)量(t-CO₂)で示される。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。